

第4回RD最終処分場問題行政対応検証委員会 議事録 (確定)

平成19年 6月25日

滋賀県庁東館 大会議室

1 開会	池田委員長	<p>それでは、これから第4回のRD最終処分場問題行政対応検証委員会を開催させていただきます。本日は、夕刻からということで、委員の皆さんには遅い時間にお集まりいただき、ありがとうございます。</p>
	事務局	<p>では、まず事務局から、本日の配付資料等について、ご説明をよろしくお願いたします。</p> <p>本日出席をいただいております委員の皆様は4名全員でございますので、検証委員会設置要綱第5条第2項に定めます当委員会の成立要件を満たしておりますことを、まずご報告申し上げます。</p> <p>また、本日の配付資料でございますが、お手元に会議次第と、資料1といたしまして「住民ヒアリング聴取事項」、そして資料2といたしまして「住民ヒアリングに係る主な論点の整理」。それと委員さんのみにご配付させていただきますいておりますが、前回の住民ヒアリング提出資料の映像をお預かりしておりました、その内容を文字に起こしまして配付しております住民資料2-6というペーパー1枚ものを配付させていただきますいております。それと、委員さんには、これからの日程調整の連絡表や返信用の封筒につきましてもお配りをさせていただきますいております。</p> <p>以上でございます。</p>
2 議事 (1)住民ヒアリング結果の論点整理について	委員長	<p>それでは、お配りしてあります委員会の会議次第に従って、議事を進めたいと思います。</p>
	事務局	<p>きょうは、前回行いました住民の皆さんのヒアリング結果の論点整理ということで、会議を進めたいと思います。</p> <p>その前に、事務局に整理していただいた住民ヒアリング結果の概要がお手元にあるかと思えます。これを取りまとめた次第について、内容のご説明をいただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、お配りしております資料1、「住民ヒアリング聴取事項」ということでございますが、こちらには、前回、住民の皆様からお聴きしたことを、1つは「住民に対する県の対応」、次に「業者に対する県の対応」、3つ目には「県自らがなすべき対応」の3つの項目に分けて、発言等につきまして概要をまとめたものでございます。</p> <p>詳しく説明しておりますと時間がかかなり要りますので、端折りながら、ポイント、ポイントを少し振り返らせていただきたいと思いますので、資料1をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、1の「住民に対する県の対応」のところでございます。この辺は初期のころでございますが、24時間操業の夜の騒音であるとか、硫化水素の問題、あるいは煤煙の問題等、こういった問題に対しまして、県の対応はどうかということでございますが、住民の意見の欄にも書いておりますように、相手にされなかったとか、「煤煙なんか飛んでいないんだよ、あ</p>

れは水蒸気だよ。」とか、また、「どんな処分場でもにおいはするんだよ。」とか、そういった対応をされたというようなことが述べられました。

また、真ん中以降ぐらいでございますが、深掘穴の調査のとき、住民協議が1か月以上行われなかったとか、住民さんからの面談を受けてもらえなかった、あるいはガス調査実施に伴います住民説明では、事前に話がなくて、その調査が始まってから話があったと、そういったことがございました。また、一番最後ですけれども、質問書とか公開請求の返答が大変遅いというようなことも出ておりました。

次の2ページでございますが、県からの回答の関係では、納得のできる回答ではない、また検討しなさいと言われた後の回答がないと、そういったことがございました。それと、県の協議のやり方、対応の仕方でございますが、こういった問題を根本から解決しようという姿勢は見られない、あるいは大局的な計画の立案すら示されず、目先の対応のみであったと。また、協議が大事と言いながら、形の上の協議にとどまっていた、そういったことがございました。また、根本的な改善対策がされていないといったようなご意見も出ておりました。

次に2つ目の「業者に対する県の対応」というところを見ていきますと、許可区域外での産廃投棄への対応ということで住民から通報がございましたが、陶土の搬出ということで、そのままになっているとか、あるいはピットの悪臭の煮汁の除去ということで通報したけれども、対応までに9日間も要したとか、医療系のドラム缶の確認等では、4日後の確認であって、既に中身がなかったということがございました。また、焼却炉につきましても、構造計算を逸脱したような過剰焼却があったということでございます。

次の3ページに移りまして、廃棄物の野積みでは、受け入れ以上になかなか処理が進まずに、幾らでも野積みの状態が続いているということで、そういうことでは指導した意味がない。あるいは、焼却時間では、24時間燃やしてはいけない炉なのに、24時間操業をやっているのではないとか、また、未硬化の固まっていないセメントを許可区域外に埋めて、二重の違反をしているのに対して、県は撤去を命じただけで、法的処置までとっていない。あるいは、高アルカリ物質の流出ということで、仮置きということでしたが、やはりそれが水に溶けて地中を伝って経堂池の方へ流れてきていた。それと、ダイオキシンの地下水汚染で、14倍というダイオキシンが出てきた。県の方はそれに対して、「自然でもあるんだよ」というような話をしていた。それと、廃棄プラスチックによるメタンガスの発生等で火災が3回もあったなど、そのような事態もあったということです。

それと、RD社への面積・容量の変更許可、これは追認ということで、何人かの方からご指摘がございましたけれども、これは運用上支障があり、無効である。また、そういった許可区域外への埋め立てを、全部そのときに撤去させていたら、このような状態にならなかったのではないかと、

そういったご意見もございました。

それと、一番下でございますが、深掘穴の調査では、最初、有害物質は除去するというような話になっていたわけですが、いざ出てくると、有害物質が外に出ないようにすればよいのでないかというようなことで、R D社を処分しなかったとか、そういったご意見も出ておりました。

めくっていただきまして4ページでございますが、県職員が見て見ぬふりをするというようなことが幾つかございました。一番上の散在する医療系の廃棄物や、あるいは真ん中ぐらいありますビニールシートとかドラム缶、こういったものに対して見て見ぬふりをした。あるいは高アルカリ調査のとき、処分場工事の立ち会いのときにも、有害物らしきものがあつたわけですがけれども、見て見ぬふりを県職員がしていたというご指摘もございました。

それと、北尾団地の後退工事の際に、廃棄物の総量違反が濃いと思われたわけですが、県はそれについても調査をしなかった。それと、R D社への改善命令につきましては、期限の延長はしないということを県は言っていたにもかかわらず、約束を守らずに延長を認めたというようなことが出ておりました。

R D社の県の指導でございますが、その場限りのおさなりの指導ということで、違法がどんどんエスカレートしているのではないかとといったご指摘もございました。

そして、下の方で、現場への立ち入り調査の事前通告でございますが、この事前通告によって、不正とか違法行為が発覚しないようにR D社が対応していたということで、せっかくこういう査察をされているのに、杜撰というようなことが言えるのではないかとというようなご指摘もございました。

それと、埋め立て証言が出ておりましたが、そういう埋め立て証言のあるドラム缶に対しまして、県は信憑性がなくその証言だけでは不十分ということで、本人に確認をしてからでないと、その調査はできないということで、基本的にはずっと放置されてきたと、そういったことがございました。

次の5ページの方では、ガス化溶融炉の付属施設の建築確認の問題であったり、あるいは市街化調整区域での会社施設の開設問題があつたにもかかわらず、縦割り行政ということで、具合が悪かつたというようなこともご指摘がございました。

それと、R D社の不法投棄の証拠隠滅を許したといいますが、なかなかわからずに、時効の5年を過ぎて告発の機会を逃してしまったのではないかとというようなことも出ておりました。

それと、3つ目の項目といたしまして、「県自らなすべき対応」ということでございますけれども、ここでは、許可区域外の掘削の確認ということで、そのとき掘削されていたところを調べておればよかったわけだが、結果的にその後調べてみたら、そこから高濃度のダイオキシンが出てきたとか、また、その下は、放射線物質が発見されたということで、これもそ

の当時、住民からの苦情があったにもかかわらず、県は調査をしなかったと、そういったご指摘がございました。

次に、硫化水素問題調査委員会の座長の選任でございますが、R D社が事務局を持つ研究会の関連の方に、この委員会の委員長になっていただいたということで、県の見識はどうなんだというようなこともございました。それと、硫化水素の委員会の方で、非公開、そして議事録を作成しない、こういうことにつきまして問い合わせをしたところ、お役所答弁のような返答しかなかったということがございました。

最後の行でございますが、硫化水素調査の分析の前処理ということで、これは違法な手法によって調査されたもので、不適正であるということも出ておりました。次の6ページでございますけれども、前ページから続きまして、何名かの方がこういったことについて触れていただいております。

中ほどでございますが、この調査で6,500万円の税金を使っているということでございまして、当時その辺をもっと調べていたら、地下水汚染まで至っていなかったのではないかとということも出ております。また、分析の結果でございますが、2つの調査で同じ結果を用いられておるということで、経費的にもその分が重複しているといいますが、不要な負担が出ているのではないかとというようなご指摘もございました。

それと、下の方にまいりまして、県と市でつくっていますR D問題の連絡協議会の構成メンバーに、黒い噂のある職員を入れているのではないかと。あるいは、最後の方には、水質検査の結果を出してくれるのはよいけれども、それに対して県はこう考えると、そういう前進したものがその後出てこない。また、そうした生活環境に支障を及ぼすような状況に対して、積極的に除去対策を行っていないのは、不作為の違法に当たるのではないかと、そういった意見も出ております。

また、7ページでございますが、高アルカリ水の改善効果の検証とか、あるいは深掘穴の地下水汚染の検証といったものも、そうした工事の後の検証が全然やられていないのではないかとご指摘がございました。それと、水質調査の結果の報告では、ダイオキシン類とか、ホウ素関係は基準を超えている状態で、総じて問題がないというのはおかしいのではないかと。そういうことで、根本から県の解決に向けた姿勢というのが認められないのではないだろうかというようなご意見もございました。

また、現在進められております対策委員会の関係では、ボーリング調査で再調査しているということでございますが、60メートルメッシュで有害物をつかむことは難しいのではないかと。あるいは、委員会では、土中の有害物を溶出試験だけで検査しようとしているけれども、溶出と含有試験両方でやるべきではないかと、そういったことが出ておりました。

以上、ヒアリングで出たものをすべて挙げさせていただいておりますので、千差万別のもので出ております。それだけではちょっとわかりにくいということで、資料2では、検証のポイント、1回目の検証委員会の方でご議論いただいているわけでございますが、それに合わせまして、ただいま資料1で説明いたしました項目を少しまとめさせていただいたわけでござ

ざいます。

検証のポイントの方では、1つ目が、「住民等からの苦情への適切な対応」ができているかどうかということで、まず「住民からの情報の対応」というところでは、埋め立て証言のあるドラム缶への調査等の対応が適切であったかどうかというようなことが挙げられます。また、住民からいろいろ通報がされておりますが、そういったものへの県の対応はどうであったか、という問題もあろうかと思えます。

そのほかに、具合の悪いいろいろな事象が出ておりますが、そういったものに十分県の方がその確認をして、そして対応はちゃんとできているかどうか、そういったものも挙げられるのではないかと思います。

次のページでございますが、「住民からの苦情・要望の対応」というところで、要望といたしましては、経堂池の水質浄化とか浚渫、そういった要望に対する反応はどうだったとか、あるいは最初のころ、煤煙とか24時間操業に対する県の対応はどうであったか、また硫化水素の関係で、県の方に電話等が入っているわけでございますが、それに対して県はどうであったか。それから、これまでいろいろ県からの回答とか協議、そういったものの県の姿勢はどうであったか、そういうところがこの辺には入ってこようかと思えます。

2つ目の検証のポイントでございますが、「廃掃法に基づく権限の適正行使」ということで、その一つは、「許認可事務の適正化」というのがございます。一つ挙げられるのは、RD社の面積、容量の変更許可が適切であったか。これも複数のご指摘がございました。

次に、「措置命令の権限行使」ということで、業者への改善命令に対しまして、期限延長した対応はよかったのかどうか。また、立ち入り検査の関係では、事前通告をしているということが出ておりましたが、それが適切かどうか。それと、行政指導ということで事前に対応をしたということで、そういったことは県の対応としてはどうであったか。一部出ていたのが、有害物質の付着した悪臭源の廃プラスチック類の埋め立てを指示しているということがありました。こういったことに対してはどうであったか。

次のページでございますが、そのほかRD社に対して県の指導をすべきであったと思われることが幾つか出ておりましたけれども、そういったようなことが適正にやられておったかどうかという点が挙げられるかと思えます。それと、告発が時効になったのは問題ではないかという、そういった意見もございました。

次に、「RD問題の究明の適切な対応」ということで、必要な調査が実施できているかどうかという点でございますが、硫化水素調査が適切に行われたかどうか。この辺は分析の前処理がきちっと適切であったかどうかを含めまして、たくさんの皆さんからご指摘があったところでございます。

次に、いろいろご指摘とか情報を得ながら、県が調査等を行わなかったものが幾つかあったというように思いますが、そういったものが適切であ

ったかどうか。それと、高アルカリ水とか、深掘穴の地下水汚染の改善効果の検証がされていないというご意見がございました。そういうのはどうであったか。また、県の調査井戸からの取水というのは、帯水層が特定されていないということで、そういうのは適正かどうかというようなことも挙げられていたように思います。

次のページでございますが、県の対策委員会での調査とか試験の方法につきまして適切かどうか。次に、「調査に基づく十分な検討」ということで、生活環境に支障を及ぼすような状況に対しまして、県のこういった対応については十分できておったかどうかということ。それと、「是正工事の適切な実施」の中では、深掘穴の改善工事での埋め戻しを指示しているようでございますが、そういったものが適切だったかどうか。

次に、「住民への説明責任」ということで、説明とか面会、そういったものがちゃんとなされていたかどうかということでございます。

最後のページでございますが、硫化水素問題調査委員会が非公開にされたということで、そういった問題、あるいは委員長の選任問題はどうかであったか。また、県と市の連絡協議会の構成メンバーについてはどうかであったか、そういったような問題が出ておったようでございます。

まとめ方といたしましては、形だけでまとめているようなところもありますけれども、そのようなものが出ております。

それで、まとめに当たりましては、ご覧いただいたらわかると思うわけでございますが、各項目の両方に該当するようなものがございます。例えば、「住民からの情報に対する対応」の部分に書いている住民さんの意見と、「行政指導」というところで、書かせていただいている住民さんの意見が関連するようなところがございましたので、一部重複で出させていたいただいているところもございます。

また、検証のポイントでは、「住民への説明責任」という項目もありまして、県と住民との関係での対応部分にあたるもので、一部そういう住民への説明責任というところに項目を挙げさせていただいたものもございません。少しイレギュラーのところもございますけれども、このようにまとめさせていただいたところがございます。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

前回、住民の方々からいろいろヒアリングをして、教えていただいたところもあるわけですし、そのヒアリング聴取したものについて、資料1は、ヒアリングの際、いろんな団体から重複して説明のあったところなどをまとめて、聴取事項ということで、住民に対する県の対応、業者に対する県の対応、それから県自らなすべき対応という3つの大きな縛りでまとめていただいております。

それをさらに踏まえまして、住民ヒアリングに係る主な論点の整理ということで、そこにありますように、住民等からの苦情等への適切な対応という大きな柱、廃掃法に基づく権限の適正行使という柱、それからRD問題の究明の適切な対応というような柱、そういうものを一応そこに提示し

ていただいているわけです。

こういうものを踏まえて、住民ヒアリング結果の論点整理ということで取りまとめをしたいと思いますが、ここに掲げられているもののほかに、多分、事務局の方では適切に、前回のヒアリングをそういう論点の整理ということでまとめていただいていると思うわけですが、ここにありません以外の点、特に県の対応を検証するという中で、具体的な項目が抜け落ちているとか、そういうものがあればご指摘いただきたいと思います。

それから、こういう整理をしていただいているわけですが、何を具体的に検証項目としていくかということについても協議したいと思いますが、今の説明に合わせて、何なりとご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

取りまとめの方法はいろいろあるとは思いますが、そこにあるような、住民の皆さんからの苦情への適正な対応がなされたかどうかという大きな項目、法に基づく権限の適正な行使というものにかかわる柱、それからRD問題の究明の適切な対応についての検証ということの柱、そういうものを詰めていくというようなことで、よろしいでしょうか。

宮本先生、どうぞ。

宮本委員

ちょっと申し上げにくいことですが、せっかく論点の整理と住民ヒアリングの聴取事項と両方、別の資料で整理をしていただいたわけですから、住民ヒアリングの聴取事項の方も、住民に対する対応、業者に対する対応というように分かると、やっぱりわかりづらいわけです。

時系列のものというのは、そちらでおつくりになっておられるのでないかと思えます。単に何が起こったというのを時系列に整理をして、その中で住民に対する対応の部分とかいうのを抜き出しているのではないかと思ったわけですが、もともとの時系列のもので整理した方が我々の整理で抜けないかどうかははっきりするわけです。

住民団体から出てきたものもいろいろ重複していますし、それから最初の方の例だけ申し上げますと、これは保健所だと思いますけれども、例えば残置森林、これはほかの法律ですね。森林法とか、防災の方から残せるところについて、転用許可があったかなかったかという論点が不明なまま終わっているのですが、そういうものについて当時詰めたのか詰めていないのかとか、それが重要な問題だとはこの時点では思いませんけれども、抜けないということを確認するためには、時系列の表があった方がよいのではないかと思います。

委員長

今の宮本先生のご発言について、委員の皆さん、いかがでしょうか。何か関連したご発言はございませんか。

宮本先生は宮城県で検証委員会に関わっておられたわけですが、あの宮城県の検証委員会の報告書を見ていますと、総合的な検証項目と、個別的な検証項目を分けてやっておられたように思うわけですが、総合的と個別的というのは、どのような分け方をされたのですか。

宮本委員

総合的というのは、むしろ組織全体のあり方です。だから、意思決定システムとか、住民に対する一般的な対応マニュアル、そういうレベルの話

で、それぞれの個別の論点は、ある時点でこの条項を発動すべきであったかとか、そういう論点を別途分けています。

その意味では、これはいつの資料かという、第1回の最終処分場の経過概要についてという部分の後ろの方に時系列の表がありますけれども、宮城県の場合には、これをもっと大きな表にして、まさに横軸は住民に対する対応、だから住民から何を言われて、何を返したかということ。業者に対する罰条みたいなものと、確かに縦の欄に分かれているのですが、一応これ全部が時系列になっていて、そういう表をつくって、最初みんなで議論をして、それでその項目を整理していった。そういう整理ですから、何かそういう表があった方がわかりやすいかなと思ったわけです。

委員長

わかりやすいという点では、これは十分参考になるわけですね。

私は、個別的というものについては、RDで言いますと、硫化水素の問題であるとか、幾つかある意味の各論みたいなものがありましたね。その各論みたいなものを個別的な検証項目ということで取り上げられたのかなとは思っていたのですが、そういう意味ではないのですね。

宮本委員

今、私の記憶が定かではありませんけど、そうではないという理解です。

委員長

なるほど、ここでも総合的な観点の項目というものと、先ほど言われた個別的と思われる項目があるような気がします、どういうふうに取りまとめていったらよいか、いかがでしょうか。

それから、先ほどここにまとめていただきました論点ということで、6ページですか、この県対策委員会というのは、今、並行的にやっている委員会とは違うものですか。

事務局

対策委員会は、現在、検証委員会とあわせて、並行してやっている対策委員会のことで、前回、この件も出された意見でございましたので、とりあえず挙げさせていただいたわけでございます。

委員長

最初に、我々が検証の範囲ということを議論したときに、ここで検証するのは、RD社がいわゆる消滅した時点までというようなことを一応の目安にしていたように思いますけれども。

いかがでしょうか。何なりとご指摘いただいたらよいと思うわけですが、委員の皆様、いかがでしょうか。

渡部先生、何かありますか。

渡部職務
代理者

これは、最初にいただいた「RDエンジニアリング最終処分場問題の経過概要について」というものに添付していた、「RD問題に係る住民団体等の苦情・要望、質問等について」と、基礎的な資料としては、これが一番わかりやすいものだとは思っていたわけです。

これを住民からのヒアリング聴取事項とも重ね合わせて、それを詳しくしていただいた方がわかりやすいし、最初にいただいた基礎資料の中では、例えば平成4年5月29日、悪臭についての苦情ということだけ書いてあるのですが、これはもとの何か資料があると思いますし、どんな内容かというものがあると思います。このあたりを順に詳しくしていただいて、そういう時系列のかなり詳細なものできた上での論点整理という方

が、私はありがたいと思います。

当然、ヒアリングでお話しいただいた内容でも論点が抜け落ちているのが相当あると思いますし、それを検証する意味でも、この時系列表の詳しいものと、行政の場合でもそれを苦情として受け取られたのかどうか、そのあたりの資料の突き合わせをしていただいての論点整理という方がよいと、私は思います。

委員長

今、渡部先生から第1回の資料ということで、「RD問題に係る住民団体等の苦情・要望、質問等について」という時系列の表があるわけですが、この表を基礎にして、これとヒアリングとを突き合わせるような格好で論点をまとめたら、いかがかというようなご発言だったと思います。

今の点について、いかがでしょうか。やはり、事件の経過というものに合わせた時系列的な論点整理というのが、一番わかりやすいような気はします。

事務局

先ほど宮本委員、渡部委員がおっしゃいました、住民団体等からの苦情・要望と、その対応についてということにつきましては、前回、平成2年から平成18年の間については、資料としてお出しをさせていただいています。公文書として公開できるものをつけさせていただいていますので、基本的にはこの内容かなというように思います。それと、前回、住民団体の方々からヒアリングさせていただきました内容について、一緒に突き合わせて見ていただくということが必要かと思えます。

両委員のおっしゃったことにつきましては、以上のような資料で一応フォローできますから、これを見やすくということであれば、もう一度整理をさせていただきます。

委員長

先ほど渡部先生もご指摘ありましたように、前回のヒアリングも時間的にはそんな長い時間じゃなかったわけなので、すべてを指摘していただいたとも思えない節もあると思うわけです。ですから、これは非常に細かいわけで、それとちょっと突き合わせるというような格好で、ヒアリングでは必ずしも取り上げられなかったものもあるかもしれませんね。だから、そういうものも拾い上げる必要性があるように思います。

どうぞ。

宮本委員

本当は住民団体の資料をきちっと何ページの何をと、今の瞬間、私、ちょっと指摘できないんですけど、どこかの記述に、例えば県庁は容量を超過していることを97年に認識をしていたがという、出典不明の記述が1行あって、容量超過の認識があったかなかったかというのが、割とこういうケースではキーになってくるものです。

例えば97年と住民団体から出てきた資料には1行書いてあるだけで、こちらの県庁からいただいた資料を見ると、97年のあたりの記述というのは割と欠如しているものですから、これは住民の方が記憶違いなのか、そちらの方に不備がありませんから。

その意味で、そういう突き合わせを私自身ちょっとやってみたのですが、まだ完全には終わっておりませんので、当然、検証委員会の委員としては引き続きやりますけれども、それが第三者から見て、我々が作業をし

たど、ご納得いただける形で残しておきたいということです。

委員長 はい、ありがとうございます。

宮本先生、そういう突き合わせ作業と一緒にやっていただいたわけですが、何しろ資料が非常に多くあるわけですので、どれを活用するのか、戸惑いを禁じ得ないということはあると思います。

どうでしょうか。木邊先生、何かご意見ございませんか。

私も、資料が多いので、前回にヒアリングの際に提出された資料とか、そういうのは持ってきたのですが、全部持ってくるのはなかなか大変です。

上田室長 すみません。最終処分場特別対策室ですが、今、宮本先生がおっしゃったのは、私どもが平成2年度から平成18年度まで、許可関係とか、RD社と県の関係、それから県と住民団体の関係ということで区分して整理をさせていただいたものです。

これでは、全体の時系列を見るのに大変苦労するということですので、そのすべてを時点ごとに整理させていただいて、その資料はという資料だと、今持っている資料はという資料だと。そして、私、今これを見させていただいたわけですが、お話のあったところはこれだというようなことを整理して、あわせて、そのときの県の組織はどうだったというものを日付別にずっと整理するわけです。

宮本委員 すべて細かいことを書く必要はなくて、この資料1も、要望書の19ページの資料5というように書いてあるわけで、それはここでわかります。まさにこういうイメージなのですが、住民意見のこういう文章は必要でなくて、何があったかという時系列のもの、それを見ていくと、ああ、私たちの頭の中に抜けがないということが確認できるので、それは自己満足かもしれませんが、確認したという感じになると思います。

上田室長 例えばこの資料の中でも、住民さんの意見が出ていることと、年度が不一致している部分が、ちらっと見ただけでもございますので、そこら辺を整理したうえで、それはそれとして、総務課さんと協力させていただいて、一覧表でずっとわかるように整理をさせていただきたいと思います。

委員長 論点を整理するということは、住民の皆さんの意見がどういうものであったかということを知りやすくするという効果はあると思いますけど、あわせて、今度、職員の皆さんから意見を聴取するというときの、聴取の際にもこれは役立つわけです。

その際に、それに基づいて我々の方からお尋ねするつもりで、その対応について、どうあったかということが説明しやすくなるという、そういう効果もあるような気がします。

ですから、項目はどうでしょうか。先ほどの大きい柱がありますね。その大きい柱と住民ヒアリング聴取事項というものの、住民に対する県の対応、業者に対する対応、それから県自らなすべき対応というのと、これがきちっと整合しているのかというと、ちょっとわかりづらいところのようなことになるわけですが、この論点整理の方法をメインにすべきということになるのでしょうか。

何かご提案はありますか。

資料2の方が、整理としては、項目の立て方がわかりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。何なりとご指摘いただきたいと思います。

宮本先生、どうぞ。

宮本委員

表は表としてご整理いただくということで、ここではそれ以上申し上げませんが、むしろ話が先に行きまして、主な論点の整理の項目として、幾つか必要だと思うのは、私は今、網羅的ではありませんけど、3つぐらいあると思っております。

1つは住民からいろんな苦情が出たときに、どの段階で、どういう対応をするかというのが、要するに、「ストリートレベル・ビューロクラシー」と行政学で言いますが、現場の職員に任されていると職員の対応によってまちまちですから、例えば福祉事務所が、ある生活保護の認定に対して、どういう判断をするかというのが非常にマニュアル化されているわけです。

その点、悪臭とかそういうものは、におう、におわないと水かけ論になるので難しいわけですが、例えば、その部分についてどういうマニュアル化がされていたのか。どこまでいくと法的発動をするとか、どの段階から、保健所が自分で対応せずに、本庁にちゃんと情報を上げるとか、そういうマニュアル化が働いていたのかということが1つです。

それから、もう1つは、業者に対して指導したということですが、この点についても何らかの基準を持って臨んでいたのか。しかも、長い時間の経過がある話ですから、最終的には県庁できちっと業務停止までいけるわけですから、どういう段階に至ったら業務停止にいかないといけないかというのは、どこかの段階で判断基準を持っていると思うわけです。

それはこの県だけでなく、多分ほかの県庁が悩んで、判断基準を確立していった経緯があると思うものですから、その意味では、住民に対する苦情の対応のマニュアル的判断基準、それから行政指導に対して業者が従わなかった場合の対応基準みたいなものがあったのか、なかったのか。それから、どこかの段階で、別の理由でもよいですが、どの段階で、どういうものをつくるようにしたのかということについて、これは住民からのヒアリングだけだと出てこないものですから、多分それは要るだろうと思います。

それから、3つ目は、一番最初のころに黒い煤煙が飛ぶとか言われて、私自身のことを考えても、例えばこういう課に配属になって、燃焼コストをこう変えましたと業者から言われたら、私もそうかなと思ってしまふところがあると思うので、その意味で職員の能力というのはどのぐらい重視しておられたのか。

例えばコンクリートを流し込んだときに、地下水が流れていくのは、疎というか、密でないところにコンクリートを流しても、地下水がとまるということにはならないのではないかと住民から指摘されていますけども、そういう技術的な側面についてわかる職員がいつも配属されていたのか、

それとも職員がちゃんと研修をする仕組みになっていたのかどうかというのは、今の論点整理の中では入っていないので、必要かと思われます。

とりあえず、今、私が思ったのは、その3つについては必要だと思いました。

委員長

そうですね。前回の住民ヒアリングの皆さんからの話では、表に出てこない場合も多々あるわけなので、今度、職員の皆さんに事情聴取というか、ヒアリングをする場合にはお尋ねできると思いますが、今の点は重要ですね。もっとも予測になるけども、そういうマニュアルがあったと思いたい気もするのですが、そういう苦情対応マニュアルとか、そういうものがしっかりしてないと、どうしても職員の方としては対応に苦慮するわけで、肩すかしでその場を逃れるとか、いろいろなことがあったような、そういうヒアリングでの発言が前回あったと思います。

この内容を見ますと、せっかくなつくついでにいただいている住民ヒアリングに係る主な論点の整理というところで、まず住民等からの苦情等への適切な対応という、いわゆる住民からの苦情というか、ある意味では情報の提供もあるわけですけど、住民からの情報の対応というふうに書いてありますけれども、そういう苦情であるとか、情報の提供とかにどういうふうに対応したかと、そういう論点というのは確かにあると思いますね。

その苦情・要望の対応ということと、住民からの情報の対応、このところは、何か区別がしにくい場合もあるようには思うわけです。

それから、住民への現場対応というのが論点項目として挙がっていますが、そこに住民意見がなかったわけですけども、どういうことをここで小項目として挙げているのか、事務局でちょっと説明いただけますか。

事務局

ここに挙げさせていただきましたのは、1回目の委員会でご検討いただきました検証のポイントの中に、今の「住民等への対応」につきましては、1つは「住民等からの情報に対する認識と対応が適切であったか」ということをございまして、正確にこの資料には書いておりませんが、「住民からの情報の対応」ということで簡単に挙げております。

それと2つ目に、情報とは別に、「住民の苦情・要望の対応」ということを挙げて、対応はどうだったかというようなことがございます。

3つ目に、「住民への現場対応」は適切であったかということで、現地説明会というようなものになるのでしょうか。あるいは、事業者が是正行為をするときに、住民の皆様と一緒に現場を監視するといったようなところが、現場対応なのかというように思っております。

もちろんこの前のヒアリングで住民の皆様からお伺いした中でも、若干それに関わるようなこともあったかとは思うわけですが、ほかの方にも関係いたしておりましたので、どちらかということ、ほかの方で整理をしているというようなことで、たまたまずばり該当するというものがなかったものですから、ここには住民さんの意見が反映されておらないというようなことになっております。

委員長

今の住民の皆さんからの情報に対する対応とか、あるいは苦情・要望に対する対応とかということは、それは大きな項目になると思いますが、こ

れも各論的に言うと、一般的にはどうこうというよりも、この場合は、そこにありますように水質浄化とか、経堂池に対する苦情とか要望とか、あるいは前の方の埋め立てに関する情報に対してどうか、いわゆる各論的なものがそこへ上がってくるわけですね。

ですから、一般に対応がどうだったかというような問題と、それから各論的な具体的な事例に即してどうあったかというものが、そこにあわせて含まれることになるんだけど、そこらのところはどやうやって分けるといいでしょうかね。

とにかく、住民の皆さんからの情報の提供に対する対応とか、苦情・要望に対する対応、現場対応ということも含めて、これは大きな論点で検証の必要性があるということだと思います。

その次の大きな柱が、廃棄物処理法に基づく権限の適正行使ということで、これは結局、県の業者に対する対応ということが、ここにリンクするというか、そこが、論点整理していくと、その法律に基づく権限の適正行使の問題になってくると思います。これも、許認可事務の適正化、それから措置命令の権限の行使、報告の徴収・立ち入り検査、行政指導というようなものを、そこに挙げてもらっているのですが、このあたりのことについて何かご意見はありませんか。

このたびのRD問題については、そこで廃棄物処理法が大きく関係しているわけですが、そのほかの法律というのはどうなっていますか。ほかの法律との対応というのは、特に意識する必要はないということになるわけですか。

事務局 一応、こちらでは廃掃法といいますか、その法律の中でのことで、関連法までは私ども頭になかったわけですが、基本的には廃掃法の中で、この業者対応というのはできるのではないかと考えております。

委員長 はい、どうぞ。

上田室長 私どもが仕事をしている中では、もちろん廃掃法が第一でございます。その次には、行政手続の面では行政手続法が。

委員長 ありましたね。

上田室長 その手続と、どう考えるのかということが1点あります。それから、廃掃法の中に基準がございますけれども、15年に土壤汚染対策法というのができまして、そういう基準がどうなっているかというようなところが大きく気にしている法律で、もちろん廃掃法の世界で対応していくわけがございますけれども、そういうものも注視しながらやっているということと、また、これもそういう中での話ですが、情報公開条例が挙げられます。

委員長 そうですね、それについての対応がありますね。

宮本委員 あと、水濁法と悪臭防止法というのは、そこは大丈夫ですか。確かに悪臭防止法はわかりづらいので、これでアウトとなかなか言えない法律ですけど、水質基準の方は何かあるようですか。

上田室長 処分場内の浸透水の基準は廃掃法の中にございますし、地下水基準も廃掃法の中にございます。それだけでは、例えば含有等で不足の部分があり

ますので、これまでは土壤汚染対策法で示されているような基準も、法的にどうなるかというのは別の問題でございますけども、例えば鉛の含有が150を超えたので、それはくるんで埋め立てしなさいというのは、そういう土壤全体の基準の中で、法的には行政指導という形でやってきているものというように思っています。

木邊委員
委員長
木邊委員

いいですか。

木邊先生、どうぞ。

また私は全く変なことを言うと思いますが、資料2を見ていまして、住民ヒアリングのことを書いてあると思いますが、県は本当に住民に対して、こういう対応の仕方しかなかったのだろうか。こんなに杜撰だったのだろうか。もっとなさったはずだということも感じるわけです。もっと私たちはこういうこともやりましたということも知りたいですね。知らないと、これから先どうしていけばよいのということになるのではないかと思うわけです。

今、先生方がおっしゃっているそばから、全く違うと思えますけども、住民の皆さんは不平、不満がいっぱいおありだと思えるわけです。住民の側に立つと、なるほどなど。でも、県として、これだけの対応しかなかったのか、どうかするとお役所仕事ということにもなるのかなと思います。

ちょっとだけ役所の空気を吸ってみましたけれども、こう言われて、そうだと飛んでいくという、そういうのがないとも言えない。これはわかりますが、そういうことばかりが書いてあると、県として、では、これからどうすればよいのか。住民の方がどうしてほしいのということも言いたいですね。

どうしてほしいということに対して、県も対応するときは対応していかれたと思うのですよ。それはどんなに対応しても、住民側としては不平、不満ばかりだったと思います。だから、こういう資料2のようなことになってきたと思いますが、皆さんたちだって一生懸命なさったと思うのですが、それは聞かしていただけないわけですか、いかがでしょうか。

委員長

この点は、次回に職員の皆さんのヒアリングを予定しています。ですから、そのときに、どういう対応の仕方をやったかということ、対応された側からのご説明をいただくので、それと前回のヒアリング等を突き合わせて、我々としては、そこにどういう事実があったのかということを一応確認することになります。

きょう、ここに出てきているのは、前回、住民のヒアリングということで、皆さんの思いの丈を語っていただいているということなので、ある意味ではその住民の皆さんの言われていることが中心ですから、そういう意味合いのトーンは強いわけですね。

これを次回のヒアリングなどとあわせて、我々として、そこにどういう事実があったかとか、どういう対応がそこでは強調されていないで存在したのかというようなことを、この点は確認して検証しないといけないと思いますね。

ですから、今、木邊先生の言われたことはそのとおりなので、一方のお

宮本委員	<p>話だけで、それを基礎として検証するということはやっぱりよくないと思います。</p> <p>その点は、渡部先生が一番詳しいところで。</p> <p>すみません。もう1つ、この資料2ですけど、一番左の「年月日」があること自体、整理学としてメインになっているのではないかと考えていて、例えば廃掃法における権限行使の適正化というところで、許認可事務が適正であったかどうかという項目が立っていれば、日程のところは、最初に処分場が設置許可された場合、最初は届け出だと思えますけども、それから例えば焼却のところが追加されたとか、そういう時点があって、それぞれに、住民の方からどのような言われ方をしているかということについて記述する。</p>
委員長	<p>だから、「住民意見」の中に、何年何月の意見というように資料にくっついて入っていれば十分で、一番左側は時系列で整理する必要がなくて、むしろ許認可事務、措置命令、報告徴収、行政指導という中に、住民からの指摘で、何年何月、このケースに対する対応が甘いということがずらっと並ぶという、そういう整理でないかと思えます。</p> <p>ここで我々が検証するというのは、その検証の結果を以後の県の行政に生かしていただくというのが眼目ですね。ですから、住民の皆さんの言っておられることを我々が承認して、そして県に対応を求めるとか、そういうことをここで我々がやっているわけではないですね。</p>
渡部職務 代理人	<p>そのところは、検証委員会と対策委員会の違いはきちんとしていかないといけないと、思いますね、</p> <p>どうぞ。</p> <p>論点の整理ということになるかもしれないのですが、結局、まずは確定できる客観的な事実というのがあって、その許認可をいつ、どのようなことをしたかということと、あと措置命令をいつしたか、あるいは行政指導をいつしたかというのを、客観的事実あるいは客観的な日時として出ているわけなので、それが不十分だったか、遅過ぎたかということを検証するのが目的だと思うわけです。</p>
委員長	<p>もう1つの目的は、そういう前に情報を何らかの立入検査なりで検証すべきであったかどうかというあたりになると思うわけです。その前提として私たちが知りたいのは、県がいつごろ、どういう情報を入手していたかということで、ある程度住民からのものについては、いつごろ、どういう要望書が来て、どういう認識をしていたかというのはわかってきたんですけども、そのあたり、まだ住民側の意見と食い違っている部分もありますので、そのあたり、もし具体的に、いつごろ、どういうことを認識していたということが、先ほどの時系列でわかっていけば、なお論点が整理しやすいと私としては思っているんです。</p>
事務局	<p>なるほど。今の渡部先生のご発言について、もちろん時系列的に整理するということはできますね。</p> <p>はい。時系列の方の作成はできると思っておりますので、作業に入らせていただきたいと思います。</p>

渡部職務 代理者	その時系列の中で、県の方がいつごろ、どのレベルで認識していたかというあたりまで入れていただければ一番ありがたいわけです。そのあたり、担当者がおられないということがあるかもしれないわけですけど。
事務局	その辺がポイントになるうかと思いますが、直ちに現在の職員だけでその辺がわかるかどうか。書類が残っていると、その辺は確認ができるのでございますが、大分、最終処分対策室の方から書類もいただいておりますので、それをまず中心に見たうえで、あと不足する部分はまた当時の職員さんのヒアリングであるとか、そういったところでフォローしていく必要があるのかというように思います。
渡部職務 代理者	わかりました。
委員長	やはりこの廃掃法に基づく権限の適正行使が拳がっておりますけど、この柱が一番大きいわけですね。県が権限行使ということで、そういう問題を予防するとか防止するとかという権限が与えられていたわけですから、それがどういうように行使されているかということの検証は、3つの柱の中でもやっぱり一番重要だということになると思うわけです。
宮本委員	宮本先生、発言されますか。
事務局	今の平成2年から平成18年の要望書、回答書、その他の記録というのは、すべての記録という理解でよろしいですか。
宮本委員	はい。
事務局	なぜかという、先ほど渡部先生のご発言で、最初のころ平成3年とか4年とかは、保健所の作業簿とか、そういう執務日誌みたいなのがいっぱい出ていて、そうすると現場の職員がどう思っていたとか、どこまでわかっていたかというのはわかるわけですが、ずっと後になると、住民団体の委員長からの公式な要請書とか質問書に対する対応という、割と公式なやりとりになっている。
事務局	そうすると、現場はどう思っていたのか、どこまで情報を持っていたのかというのはわからなくなって、何となく資料の出方が、前半は本当の内部資料が出ているのに、後半は公式資料だけが列挙されているような感じがするのですが、そのところは大丈夫ですか。
宮本委員	実は、現在残っている資料を時系列に出してもらいまして、コピーをとっていただきましたので、基本的には漏れはないというように考えております。ただ、その時点、時点によって、対応の仕方が変わっているのかなという感じもするわけです。
事務局	これまでの説明にもありましたが、硫化水素の発生以降は、本庁直轄でやっているということがございますので、それで、そういう内容となっております。
委員長	資料の内容も変わってくる、形式が変わってくると。
委員長	そういうことです。
委員長	そういたしましたら、もう1つ、最後にRD問題の究明の適切な対応という柱がありまして、そこで「必要な調査の実施」ということ、それから「調査に基づく十分な検討」というのは、これはゴシックになっていない

けども、ゴシックにし忘れたということによいのですね。

事務局 それは単なるミスでございます。ゴシックに合わせていただければありがたいと思います。

委員長 それと「是正工事の適切な実施」、それから「住民への説明責任」というのが挙がっているわけで、これはヒアリング聴取事項の「県自らなすべき対応」ということにリンクしていると思いますが、このあたりのところについては、何かご指摘はありませんでしょうか。

事務局 ですから、最初に申し合わせたこととの関係からいうと、我々が期間としたのは、自己破産の申し立ての時期までを検証の対象とするのが妥当だという話だったわけですね。自己破産の申し立てというのは18年の何月でしたか。

委員長 6月です。

事務局 6月ごろでしたよね。ですから、それ以後のことがここに随分書いてあることになるわけです。これは、それ以後のことについて触れたらいけないというわけではないと思いますが、今、特に二本立てになっている県の対策委員会の調査とか試験の方法とかということについて、我々が検証の対象にするというのはちょっとなじまないような気がします。

委員長 だから、この必要な調査の実施とかというのは、そこには平成12年の12月ということですけど、もっと以前にいろいろなRD問題の究明の適切な対応ということの必要な事項はあったのではないですか。

事務局 そこのところが、余りにも近い時期のものからになっているのですが、もう少し以前の時点において、何か県がなすべき対応というのは、このヒアリングの方を見ると、もっと以前に、3年とか5年とか10年、11年にあるわけですね。

委員長 ですから、そういうのをやっぱりここで取り上げる必要があるように思いますけど、この点はいかがでしょうか。

事務局 住民への説明責任ということが挙がっていて当然だと思いますけれども、その説明責任という意味では、問題が発生した当初から、それはつきまとっていたというように考えるべきではないかと思います。いわゆる行政が守るべき法規範ということで法の一般原則であるわけですけど、その法の一般原則的なものの一環として、現在はそういう説明責任というのが行政の対応に関わる一般原則の一端を占めるという、そういう考え方が強くなっていますから、それはしっかりとらえていく必要があるような気がします。

委員長 この最後に出てきていますRD問題対策県・市連絡協議会という、これの立ち上がりというのは、いつの時点でしたか。

事務局 ちょっと私も記憶がはっきりしておりませんが、昨年3月ぐらいでなかったかと思います。

上田室長 18年の3月末です。

委員長 3月末、そうでしたか。これは比較的新しい話なのですね。

事務局 いかがでしょうか。やはり我々としては、資料2でもらっている住民ヒアリングに関わる主な論点の整理という、これはやっぱり生かしてまとめ

		<p>に当たるという必要性があるように思います。</p> <p>先ほど宮本先生がご指摘されました、これは県の職員のヒアリングのときにも出てくるかもしれませんが、そういう内部的な苦情対応マニュアルとか、行政指導の基準であるとか、それから最後に職員配置の問題になるのですかね。</p> <p>それとも、県にはもともとそういう技術系に強い方はもちろん採用しておられるわけですから、そういう方が適切にそこに張りついてなかったことがあるわけでしょうか。</p>
宮本委員	委員	<p>いや、張りついておれば、それはそれで業者に言いくるめられたということはないということになるわけです。</p>
委員長	委員長	<p>だけど、そういう職員の人が少ないということであれば、そういうことが十分に対応できなかったということの証になるわけです。ですから、どれくらいそういう職員の方がおられるのか。</p> <p>それから、組織の階層みたいなものがありましたね、前にお話を伺ったときに。そういうことともちょっと関係しているように思うわけですけど、これは住民ヒアリングからは必ずしも表に出てこない面があるわけで、ちょっと見逃しがちになるかもしれません。これは職員の皆さんのヒアリングをすれば、多分、表に出てきそうな、そういう論点になるうかと思うのですけども、一応留意しておきたいと思います。</p> <p>全体として、どうでしょうかね。資料の2を生かして整理をするということ、今いろいろな意見をいただきましたから、それを加味して、時系列的にまとめるというようなことをやっていきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。</p> <p>そしたら、議題の(1)の論点の整理ということについては、いろいろとご意見をいただきましたので、そういうものをまとめて、そこにあります資料2の住民ヒアリングに係る主な論点の整理というものを生かして、とりまとめ、整理していくということにしたいと思います。</p>
(2)今後の予定	委員長	<p>それで、議事の次第のところにあります(2)の今後の予定ということをご協議したいと思います。</p> <p>次回の進め方について、今申したような論点整理、とりまとめをしていくということですが、これに関連して、委員の皆さんから特にご指摘とか、あるいはご要望とか、そういうのはいかがでしょうか。何かないでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>そういたしましたら、一応この住民ヒアリングに係る論点整理については、今申したようなやり方をしていくとして、次回にどういうことをやっていくかということの大体の予定について、事務局の方からご説明いただけますでしょうか。</p>
事務局	事務局	<p>今回は7月ということでございます。それで、前回、住民ヒアリングを実施いたしまして、いろいろとご指摘をいただいているところがございます。当然、県の方もそれに対するご見解があるうかと思われまますので、それに対する回答といいますが、説明を受けたいというように考えておりま</p>

す。

また、できましたら、きょう宮本先生等、委員の皆様からいただいた論点につきましても、もう少しご検討いただければありがたいというように思っております。

次回、そういうことを実施していただきまして、その辺である程度詰めますと、さらに当時の関係職員の方に、どういうものをお尋ねしたらよいかということが明確になってくるのではないかと思いますので、次々回に、そういった関係職員の方にお話を伺うというような形でどうかと、そのように考えております。

委員長 次回は、一応、最終処分場の特別対策室の方々に、ここで話をしてもらうということですね。

事務局 はい、そうです。あるいは、書面等で確認できることは、こういうように対応しているようなことを書面でも出していただく、あるいは口頭でもご説明いただくというような形でよかろうと思います。

委員長 ということは、結局、住民の皆さんからヒアリングで出てきた論点を整理したものについて、最終処分場の特別対策室の方にその見解を問い合わせるということになる、そういうことですね。

事務局 はい、そのようになります。

委員長 それを口頭でやるのか、書面でやるのかという話だけれども。

事務局 住民さんからいただきました項目はボリュームが多ございますので、これはこうだよと簡単に済まされるものは文書でいただいておいて、それに書けないボリュームのあるものにつきましては、ご説明もいただくというような形で、書面プラス、重要なものは口頭説明という両方合わせたような形で、お伺いできる方がよいのではないかと考えております。

委員長 そうすると、次回は、住民の皆さんからのヒアリングで出てきて、それが整理された論点について対策室の方に見解を求めて、それをここで議論の対象にするということですね。その際、ペーパーでもらったものだけでは説明が十分ではない場合に備えて、お越しいただくという話になるわけですか。

事務局 ペーパーで十分なお説明をいただき、必要であれば補足をしていただければ、あるいはいろいろな書面等を見せていただいて、それでわかるのであれば結構だと思います。

委員長 そして、次々回には、さらに個々の担当された職員の人に、もう一度どういった対応かということを確認するような作業もするということになるわけですか。

事務局 はい。多分、現在の職員の皆さんでは過去のことを十分御存じの方ばかりではございませんので、必要になってくるのではないかとように思います。

委員長 確かに職員の皆さんは配置転換があるから、10年も15年も同じところに在籍するという方は珍しいと思うわけです。ですから、そこらのところも、こういう問題と関連しているとは思いますが、できるだけ当時のことについて詳しい方にヒアリングしたいと思います。

事務局	<p>そこで、さっき木邊先生が言われたようなことで、県の方もそれなりの理屈があると思いますが、それと住民の皆さんのヒアリングしたものと突き合わせて、そして、どちらがよい、どちらが悪いというようなことを我々が判定する必要もないので、そういう意見の食い違いというのを踏まえて、今後こういう問題が起きたときに、どのように対応していくかということ相互に検証していくということですね。</p>
事務局	<p>次回は、そういうやり方で、よろしいでしょうか。</p> <p>次回は、論点の主要な部分を整理する必要もございまして、対策室の方から基本的な考え方をお示しいただく必要があろうかと思っておりますので、どこまで入れるか時間的な制約がありますけれども、それもあわせてやっていただければと思っています。</p>
委員長	<p>ただ、個別の問題や認識の問題など、この辺につきましては、次々回以降でないとはできかねるということもございまして、そのところは次回にもう少し検討いただく必要があると思っています。</p>
委員長	<p>はい、わかりました。</p> <p>それで、今、皆さんから資料や何かについて注文はありませんか。</p> <p>私は1つあるのですが、これまでいろいろと資料をいただきましたが、その資料をすぐに取り出すというのが非常に難しくなっているようで、どういう資料をこれまでいただいたかというのがさっとわかるような一覧表みたいなものがあると、これは別冊になっているとか、これは1回目の資料の何番だとか、そういうのがわかるようなものがあるとありがたいと思うわけですが、どうですか。</p>
事務局	<p>それぞれ発言されるときに共通の資料を見ているとよいのですが、そうでない場合もあるような気もするので、それでは困りますので、これまでいただいたものの所在をすぐに検索できるようなものがあるとありがたいと思うわけです。</p>
事務局	<p>はい。大分資料が増えてまいりましたので、そういった資料は、わかりやすい形にしたいと思います。</p>
委員長	<p>番号か何かつけていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>目次のようなもので作成させていただきます。</p>
委員長	<p>お願いします。</p>
宮本委員	<p>そういたしましたら、大体予定の時間になってきましたが、次回、第5回の委員会というのは、住民のヒアリングの結果に対する県側の意見をお尋ねするという機会になろうかと思っております。</p> <p>本日は、これで一応、検討を終わりたいと思いますが、委員の皆さんから何かご発言はありませんでしょうか。</p> <p>どうぞ、宮本先生。</p> <p>1点だけ。次回は処分場対策室の方から、十分、反論をお伺いすることで、それはそれでよいわけですが、検証委員会として論点が対立する、当然住民側の言い分と県庁側の言い分というのは対立するわけですから、その部分について、この人という選定を次回にして、次々回に、多分8月に個別の人を呼んでということになると思うわけですが。</p>

3 閉会

	<p>その後半の、どこの論点に絞って、では、この人にしようという議論というのは事務局にお任せするのか、それともそこは完全に非公開で、事務局がだれを選定するのかということについて我々も関与しながら決めるのかという、基本的には次回に決めてもよいわけですが、私は後半の部分は非公開でもよいのでないかと思っています。</p>
委員長	<p>次々回ですね。</p>
宮本委員	<p>ヒアリングするのは非公開の方がよいと思いますが、その前の、この時点で、この分野の担当者はこの人だから、この人にしましようという人選は、完全にその職員の名前を出して、担当はこの人だったからという議論をしなければならないと思うので、その部分の公開は適切ではないのではないかと思うものですから、この点は、皆さん、いかがですか。</p>
委員長	<p>今の点ですが、どうでしょうか。</p>
渡部職務代理者	<p>渡部先生、どうですか、今のご指摘の点は。 そのとおりだと思います。</p>
委員長	<p>今、宮本先生が言われたようなことは、職員の皆さんでもいろいろと責任の問題、ここでは個人的な責任問題の追求は行わないということは申し合わせていると思うわけですが、だけど、個人と所作とがそこでリンクしているようなことについては、やっぱり非公開でやるということが真っ当かもしれませんね。</p>
	<p>そういう問題提起がありましたから、これもまた留意しておいて、次回もう一度詰めたいと思いますが、大体そんな方向が委員の皆さんの意見の一致するところかというように思います。それも、次回にもう一回詰めさせていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>ほかに、何かご発言はありませんか。</p>
	<p>そういたしましたら、これをもちまして、本日の第4回委員会を終了させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>あと、事務局から連絡事項とかあれば、よろしく願いいたします。 ありがとうございました。</p>
	<p>8月の後半に次の次、ヒアリングになろうかと思いますが、また、日程を調整させていただく必要がございますので、きょう、お手元に8月後半以降の日程調整の紙を置かせていただいておりますので、ご都合につきまして、数日中に事務局までお知らせをいただきますよう、お願いをさせていただきます。以上でございます。</p>
	<p>どうも、本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。</p>

以上